

# 11月の処方箋

11月の処方箋

## 使った覚えのないパケット 通信料の請求？

利用の覚えのない携帯電話のパケット通信料9万円を請求された。明細では、携帯電話の利用が不可能な、トラックの運転の勤務をしている日にも、インターネットを終日利用しているようになっている。まったく利用していないのに支払いの義務はあるのか。

(20歳代 男性)

### <相談の経緯>

今回のケースは、なぜ利用していないのに、パケット料金が請求されたのかは分かりませんでした。

しかし、相談者は長距離トラックの運転手をしており、勤務の実態からみて、携帯電話の使用が不可能な時間にも利用したことになるため、それをセンターから携帯電話会社に指摘し、ねばり強く交渉した結果、半額の支払いで合意することとなりました。



### ワンポイントアドバイス

#### 《携帯サイトの個人情報》

俳句、音楽などのさまざまなコミュニティサイトに個人情報の書き込みをした場合、複数回の書き込みをつなぐことにより、資産の状況や家族構成、趣味などを相手を知ることとなり、その情報が悪用される場合があります。みだりに個人情報を入れないようにしましょう。

携帯電話はクレジットカードと同じように、管理責任が問われます。

たとえば、「SIMカード」に記録された契約者情報が盗まれ、コピーされて使われると、高額な料金を請求されることも考えられます。また、自分のID・パスワードを他人に貸したり、目につくところにメモをして置いていて、他人に使用された場合は、原則として、責任を負わなくてはなりません。携帯電話は便利な反面、悪用される危険もあるので、責任を持ってきちんと管理しましょう。



しまった、困った、その時は  
但馬生活科学センター

相談電話:0796-23-0999